学校いじめ防止基本方針



秦野市立南が丘中学校

秦野市立南が丘中学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。しかし、 どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なも のです。本校では平成23年度に改定した学校目標「自他の生命と人権を尊重し、ねばり 強くたくましい、心豊かな生徒の育成」の下、「いじめ・暴力を許さない秩序ある学校生 活の構築」を重点課題として位置づけ、取り組みを進めているところです。この理念は、 今後も継続されるべきものであり、私たち南が丘中学校教職員は、学校教育の重要な視 点を通して常に意識を持って教育実践に携わることに努めていきます。

いじめ防止に向けた取組は、「対処」「対応」「土壌づくり」の3つの視点が必要です。 発生した事案に対して保護者と連携し真摯にその解決に向けて全力を尽くす「対処」、 早期発見のための調査活動や相談活動の「対応」、日常的な人権教育、道徳教育の実践や 生徒とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「土壌づくり」の3視点です。それぞれの視点に立ち、南が丘中学校のいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめは、法第2条で定めているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は 物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)で あり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめに当たるか否か」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアル ハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人 の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが 多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻 化しやすいと言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の 問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- ●いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る

●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の子ども にも注意を払う必要がある

(3) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の発生・深刻化の防止に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止

○ 未然防止のための取組

- ① いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた 道徳観や規範意識などを身に付けさせ、"いのちを尊ぶこころ"や"他者を思いや る気持ち"を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん教育活動 全般において道徳教育・人権教育を推進します。
- ② 子どもたち一人ひとりが好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成や、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めます。また、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中、情報社会の一員としての自覚をもって適切に行動する態度を身につけることが求められています。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- ③ 日頃よりきめ細かい生徒観察に努め、いじめの背景にある子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。そのためにも、会話や文章を通した生徒との「対話」を心がけます。
- ④「南が丘地区豊かな心を育む協議会」主催の地域ぐるみの「あいさつ運動」の実践 や、生徒会の取り組みを通して、思いやる心の育成に積極的に努めます。
- ⑤ 職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等の道徳性を育む取組を進めます。

○ 教職員の資質能力向上を図る取組

- ① 日頃より学年教員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や 学級経営についての情報交流を密に行います。
- ② 学校研究においては「学び合い高め合う授業づくり」を研究テーマとし、互いの授業を参観し合いながら授業力の向上を図り、創意工夫のある授業実践に努めます(互見授業)。さらに「校内研究会」を計画的に開催し、研究協議を通して資質向上を図ります。

- ③ 生徒のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、 教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。
- ④ 道徳授業を計画的に行い、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の 生徒の様子等語り合いながら、「活きた」道徳授業実践に努めます。

○ 未然防止のための取組の年間計画

	学習活動		生徒会活動	ボランティア活動	勆
4月	人権教育・道徳教育実践		あいさつ運動	各種ボランティア活動]
5月			ピアリーダー研修会、いじめスローガン作成		
6月	第 回校内研究会				
7月					
8月			秦野市ピアリーダー研修会	福祉施設ボランティア	
9月			あいさつ運動、ピアリーダー研修会		
10月	第2回校内研究会		翔丘祭運動の部、翔丘祭文化の部		
11月	人権福祉講演会				
12月					
1月			あいさつ運動、ピアリーダー研修会		
2月					
3月	+	,		1	,

(2)早期発見

- いじめの早期発見のための取組
 - ① いじめの早期発見に向けては、教員が日頃から子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも、学年教員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
 - ② 定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。本校では、学期に | 回教育相談期間を設定し担任による生徒への面接を個別で実施し、事前に「いじめ」も含めた相談アンケートを記名で行います。
 - ③ 教育相談コーディネーターを中心に、教育相談を希望する、または、必要と判断される生徒や保護者の把握に努め、スクールカウンセラーや信頼関係が深く対応に適する教職員とのカウンセリング・面談が、有機的に行うことができるように環境整備を図るとともに、生徒指導連絡会等を通して、情報を共有し支援の方向性についての共通理解を図ります。
 - ④ いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に向けていじめ防止に関する啓発を行い、大人たち全員が地域の子どもたちを見守り育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも、学校通信や学

年・学級通信を通して様々な情報を発信するとともに、保護者や地域の方々の来校 の機会を多く持つことに努めます。

○ 早期発見のための取組の年間計画

	生徒理解のための諸活動		生徒指導連絡会	地域連携
4月	「支援シート」作成・ケース会議		生徒指導連絡会の毎週開催	
5月			生徒指導拡大連絡会(4月)	心を育む協議会
6月	教育相談週間(事前アンケート)			
7月				
8月			生徒指導研修会	心を育む協議会
9月	教育相談アンケート			
10月				
11月	教育相談週間(事前アンケート)			心を育む協議会
12月				
1月				
2月	教育相談期間(事前アンケート)			心を育む協議会
3月	•		•	

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
 - ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無の確認をします。

○ 所轄警察署との連携

・犯罪行為通して取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署 等と連携して対処します。

○ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめられた生徒の安全を確保します。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒を別室において指導すること、状況により出席 停止制度を活用して、いじめられた児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることがで きる環境の確保を図ります。

○ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた生徒に対し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や了承を得た上、学校と保護者が連携 して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な支援・助言 に努めます。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせるか 誰かに知らせる勇気を持つように指導します。

- ・はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加 担する行為であることを理解させるよう指導します。
- インターネット上のいじめへの対応
 - ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- いじめ発見から対応にいたるフロー図① → (別紙 ①)
- (4)「学校における いじめ防止等の対策のための組織」の設置
 - 生徒指導連絡会(毎週 金曜日2校時に開催)
 - (1) 組織の役割
 - ア 各学年からの生徒支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、 学校全体としての対応を協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点では、事案 に対する事実確認とその対処、及び未然防止、早期発見のための対応協議を図る役 割を担います。
 - イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集 と共有を行う役割を担います。
 - ウ 併せて、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報 の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針 の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う役割 です。
 - (2) 構成員:校長 教頭 学校生徒指導担当者 学年生徒指導担当者 養護教諭 スクールカウンセラー
 - (3) 組織と教育相談体制

事案に応じて、教育相談コーディネーター・養護教諭及びスクールカウンセラーと 調整を行い、本人及び保護者との相談または学年教員・担任との相談を設定します。

(4) 組織と生徒指導体制

各学年生徒指導担当より学年教員への連絡に留意し、指導の共通理解を図ります。 必要に応じて生徒支援全体会を行います。

- (5) 重大事態への対処
 - 重大事態の発生と調査
 - ① 重大事態の意味

ア いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合 イ いじめを受けていた生徒が、そのために相当の期間欠席を余儀なくされている 疑いがある場合(年間30日を目安とします。ただし、一定期間連続して欠席し ている場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応します。)学校は直ち に重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

ウ 生徒やその保護者から、いじめられ重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

② 重大事態の報告

学校は重大事態と判断される案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に 報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主旨

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査 イ 市教育委員会への調査結果の報告

④ 調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

重大事態が発生した場合の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「生徒指導連絡会」が主体となって対応します。

調査に当たり、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接 の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加が必要と判断された 場合は、当該事案の性質に応じて外部から必要な人材の参加を求め、「学校危 機対策調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性に努めることとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育 委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該 学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤ 調査を行うための組織について

【学校危機対策調查委員会】

ア 役割

いじめ行為が、いつ だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、第三者の参加を求め、可能な限り網羅的に明確にする役割を担います。

イ 構成員

校長 教頭 総括教諭(各グループリーダー) 生徒指導担当者 養護教諭 教育相談コーディネーター スクールカウンセラー PTA役員

[第三者:教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します]

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施 主体については上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会 が判断します。

⑦ 重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が主体となって調査をしても 十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保 護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明をします。

② 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、調査結果は教育委員会を通じて市長 に報告します。

なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

○ 重大事態への対応フロー図② → (別紙 ②)

(6) いじめ防止のための年間計画(再掲)

【未然防止のための取組の年間計画】

	学習活動	生徒会活動	ボランティア活動
4月	人権教育・道徳教育実践	あいさつ運動	各種ボランティア活動
5月		ピアリーダー研修会、いじめスローガン作成	
6月	第丨回校内研究会		
7月			
8月		秦野市ピアリーダー研修会	福祉施設ボランティア
9月		あいさつ運動、ピアリーダー研修会	
10月	第2回校内研究会	翔丘祭運動の部、翔丘祭文化の部	
11月	人権福祉講演会		
12月			
1月		あいさつ運動、ピアリーダー研修会	
2月			
3月	₩		+

【早期発見のための取組の年間計画】

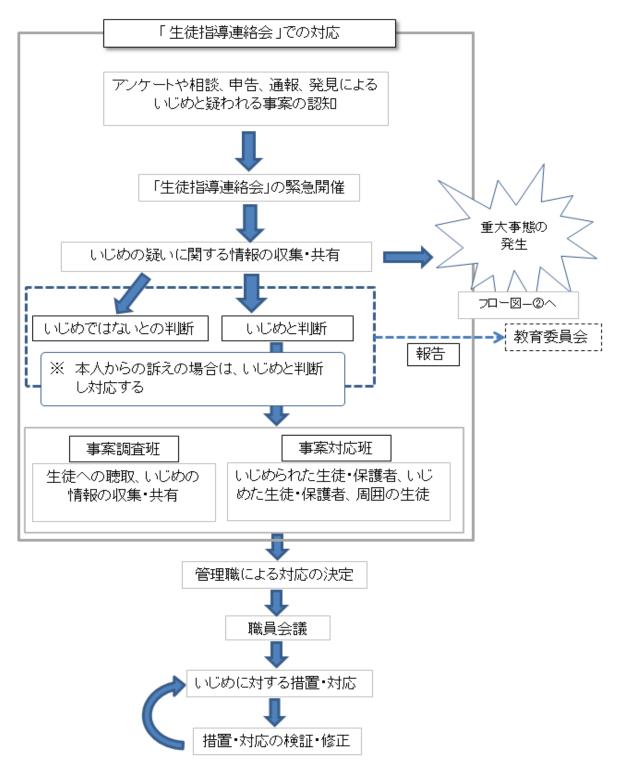
	生徒理解のための諸活動	生徒指導連絡会	地域連携
4月	「支援シート」作成・ケース会議	生徒指導連絡会の毎週開催	
5月		生徒指導拡大連絡会(4月)	心を育む協議会
6月	教育相談週間(事前アンケート)		
7月			
8月		生徒指導研修会	心を育む協議会
9月	教育相談アンケート		
10月			
11月	教育相談週間(事前アンケート)		心を育む協議会
12月			
1月			
2月	教育相談期間(事前アンケート)		心を育む協議会
3月	*	+	

(7) その他留意事項

○ 秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども育成課こども若 者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共 有については、必要に応じて随時行います。

(別紙①)

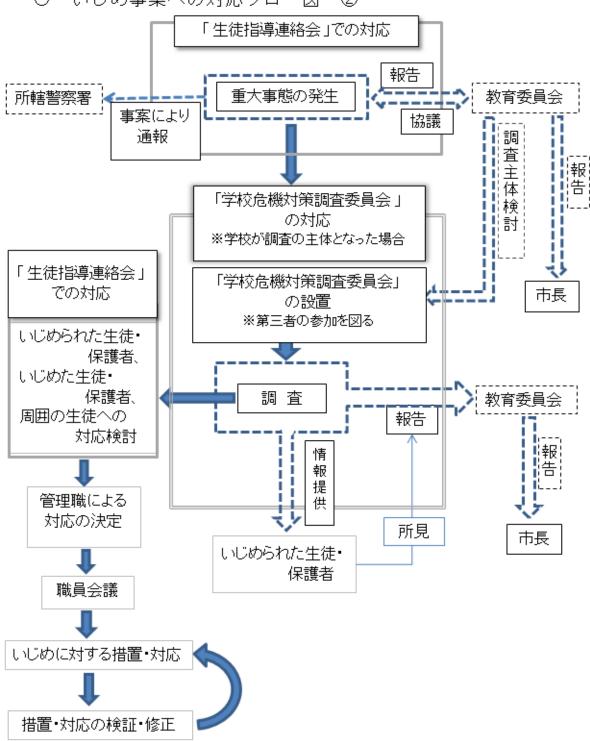
○ いじめ事案への対応フロー図ー①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署 に相談・通報し連携する

(別紙②)





- ※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など 調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う